

NPO法人（特定非営利活動法人）

歯科医療情報推進機構

受審者説明資料

もくじ

1. 歯科医療情報推進機構とは
2. 歯科医療情報推進機構の認定の流れ
3. 審査の項目
4. 審査認定に伴う費用
5. 認定までの手順
6. IDI 歯科学会とは

1. 歯科医療情報推進機構とは

福祉

東京都福祉サービス評価推進機構
・NPO ゆうらいふ
(全国社会福祉協会)

医

日本医療機能評価機構

学

大学評価
学位授与機構
大学基準協会

今、国民は客観的で
正確かつ適切な情報を求めている

歯科

歯科医療情報推進機構

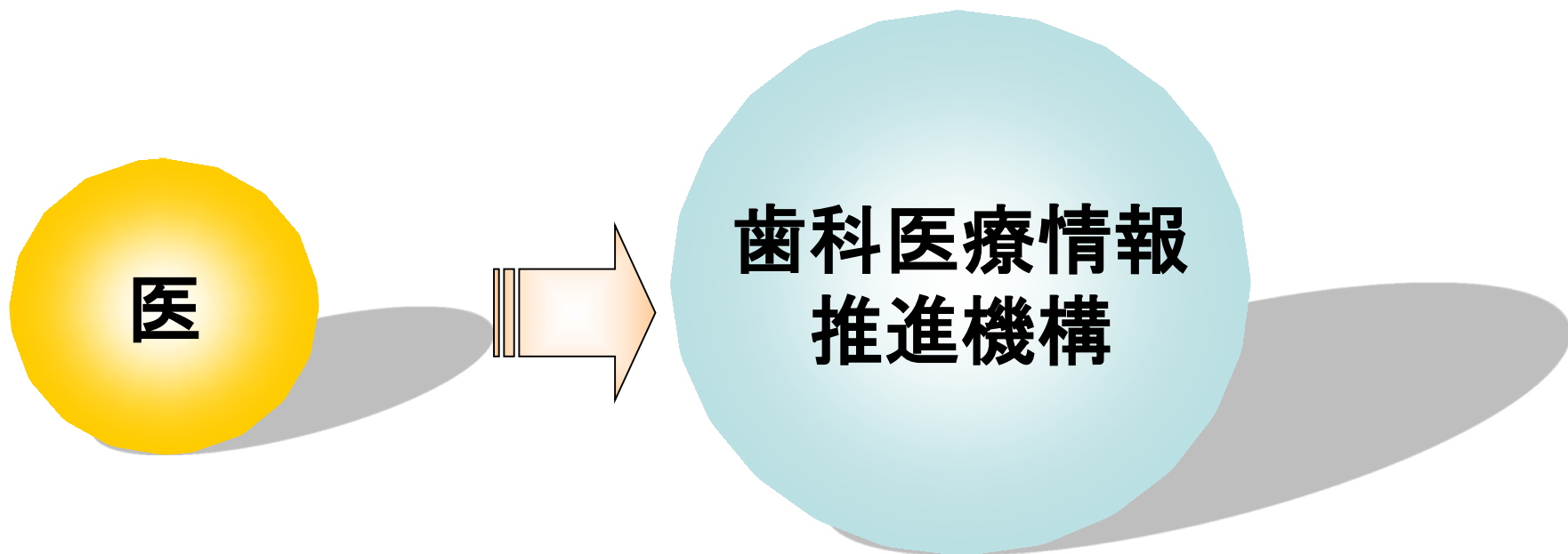
住

住宅性能評価機関
(民間 全90機関
国土交通省が認定)

食

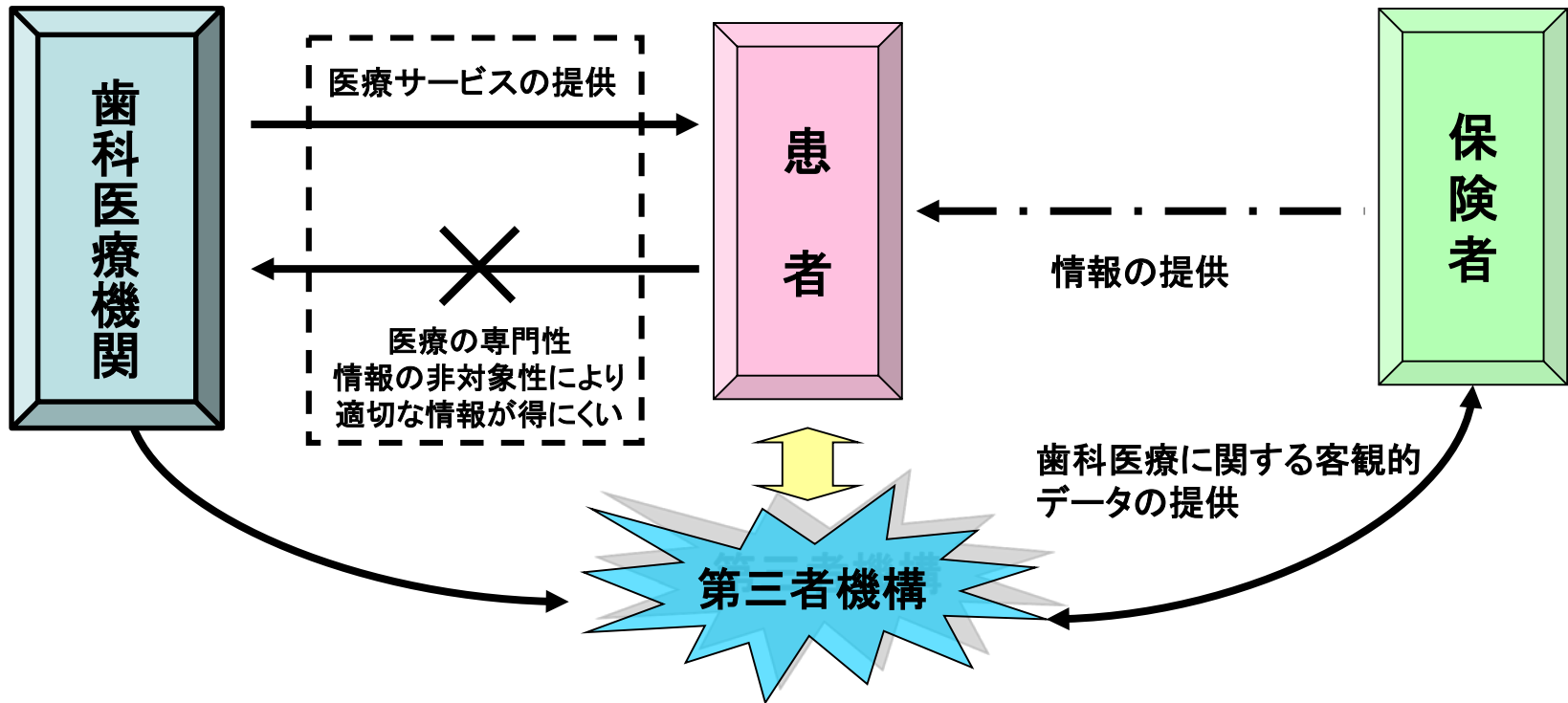
オーガニック認定協会
(農水省登録認定機関
／NPO法人)

そして、今、歯科の世界においても
客観的で適切な情報が求められている



* 現時点では、日本医療機能評価機構は、
病院を対象としており、歯科医療機関に関する評価項目がない

第三者評価の役割



志を高く持った歯科医療機関の自発的な参加協力の下に医療を適切に理解、評価し得ない患者に対し、歯科医療についての客観的で適切な情報を提供する第三者的機関の設置が期待される。

第三者組織による情報提供のメリット

患者にとって、適切な歯科医療に関する情報を患者に提供することによるメリット

- 患者の適切な歯科医療の選択ができる。
- 質の高い医療を患者に提供できる。
- 医療事故などを未然に防ぐことができる。

その結果として、医療費全体を効率化していくことができる

第三者組織による歯科医療機関へのメリット

- 歯科医療機関が自らの位置付けを客観的に把握できる。(改善・目標等)
- 従業員の自覚と意欲の一層の向上が図られる。(効率化の推進)
- 患者が安心して受診できる為受診率が上がる。

歯科医療情報推進機構のもう一つの役割

• 歯科医療機関

「患者と医療機関の間に位置するエージェンシー機能」として
会員歯科医療機関に代わって次のサービスを提供する。

- 患者の悩み・苦情の処理・管理(テレホントリアージ)
- 診療情報の開示の説明と指導
- 医療機関の運営(労務・人事等)と経営に関する相談指導
- カルテ・レセプト等医療保険に関する管理・指導

• 患者

「予防」に関する情報発信基地としての役割を担う

• 保険者

- 今後、歯科医療機関、患者、保険者との連携による「効果的な予防方法」に関するデータの集積と分析から予防方法の指導を行う

認 定 マ ー ク

使用マーク



idi Institute of
Dental
Informations

歯科医療情報推進機構・理事会メンバー

理事長	藤本 孝雄	(元厚生大臣)
副理事長	和田 勝	(元厚生省審議官)
専務理事	松本 満茂	(医療法人社団 彩雲会 理事長)
理事	宮武 光吉	(財団法人 歯科医療研修振興財団 理事)
	福原 達郎	(昭和大学名誉教授)
	村井 正大	(日本大学名誉教授)
	牧 新一郎	(元読売新聞 編集委員)
	野口 徹也	(元連合総研 専務理事)
	桐山 士朗	(元全労済協会 常務理事)
	鴨井 久一	(日本歯科大学名誉教授)
	生田 隼南	(医療法人南生会 生田歯科医院 理事長)
	鈴木 仙一	(医療法人社団 ライオン会 理事長)
	南 清和	(医療法人健志会 ミナミ歯科クリニック 理事長)
監事	吹野 昭治	(メディコ株式会社 最高顧問)
	井口 寛二	(弁護士)

2. 歯科医療情報推進機構の認定の流れ

承認手順

1. 「説明会」の実施

↓ 評価申し込みをした歯科医療機関を対象に、審査の流れや仕組みについて説明します。

2. 「書面審査」の実施

↓ 「訪問審査申請書」と「書面審査提出書類」からなる調査票を配布し、歯科医療機関の責任者が所定の調査票に回答する形で実施します。

3. 「訪問審査」の実施

↓ 歯科医療情報推進機構が認定した「評価調査者(サーベイヤー)」は複数でチームとなって歯科医療機関を訪問して「訪問審査調査票」に基づき所定の項目について審査します。また、歯科医療機関の各担当者との面接も実施します。

4. 「調査結果報告書」の作成

↓ 「評価調査者(サーベイヤー)」は、各自の審査結果を持ち寄って検討会議を開きます。その検討結果を踏まえて「調査結果報告書」を歯科医療情報推進機構に提出します。

5. 「調査結果報告書」の承認

↓ 歯科医療情報推進機構は提出された報告書を点検・確認し「審査部会」に諮ります。その結果、最終的に「評価委員会」によって審査結果が承認され認定証が発行されます。

6. 「歯科医療機関」への報告及び認定証の発行

文書審査の実施に伴う提出書類

1. 申請書
2. 自己調査票
3. 組織図
4. 設備環境図
5. 歯科医療機関の概要を示す資料(パンフレットなど)
6. 自己採点

書面審査提出書類

(訪問審査申請書)

- 組織名・所在地・代表者・電話・FAX・ホームページ・開設年月日
- 管理責任者(※連絡担当者)・電話・FAX・e-mail・訪問審査の希望時期

(自己調査票)

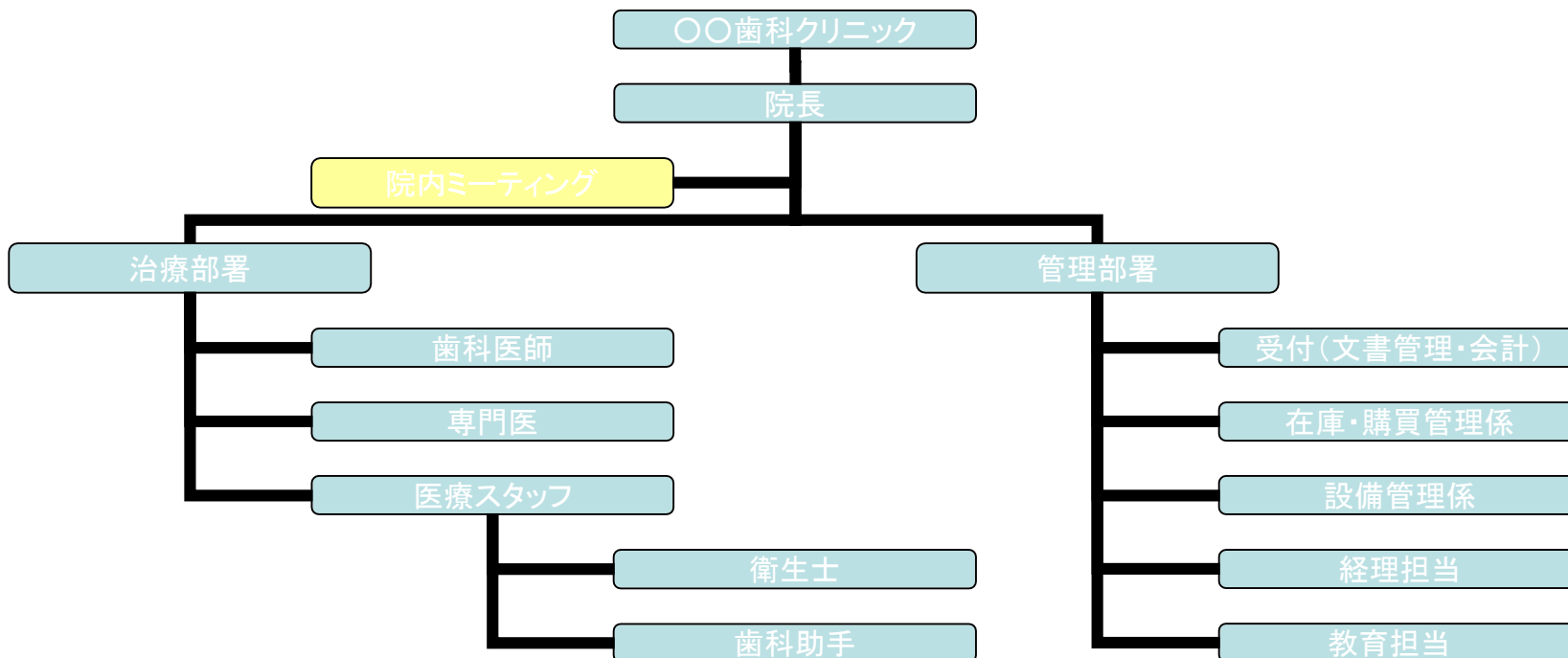
- 医院の方針・これからの展開(将来の方針)・組織の面積・施設の概要(主な診療機器)・ユニット台数・診療時間・医院の立地／周辺の特徴
- スタッフの構成(歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士・助手・受付・その他)

(添付書類)

- 組織図・設備環境図・歯科医療機関付近の環境地図

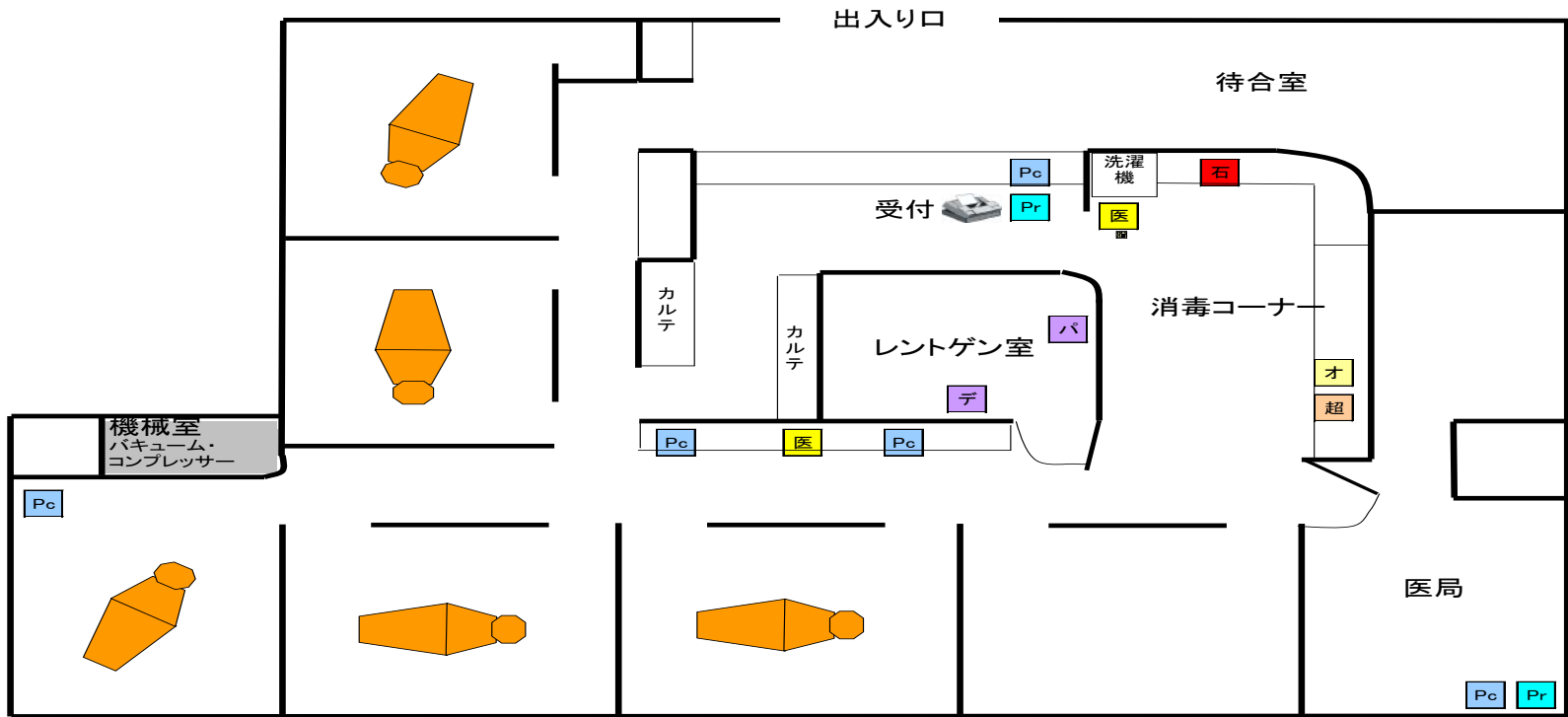
書面審査提出書類(組織図)(例)

〇〇歯科クリニック	表題	組織図	
	作成	2013年4月1日	院長作成



書面審査提出書類(設備環境図)(例)

〇〇歯科クリニック	表題	設備環境図
	作成	2013/4/1 院長作成



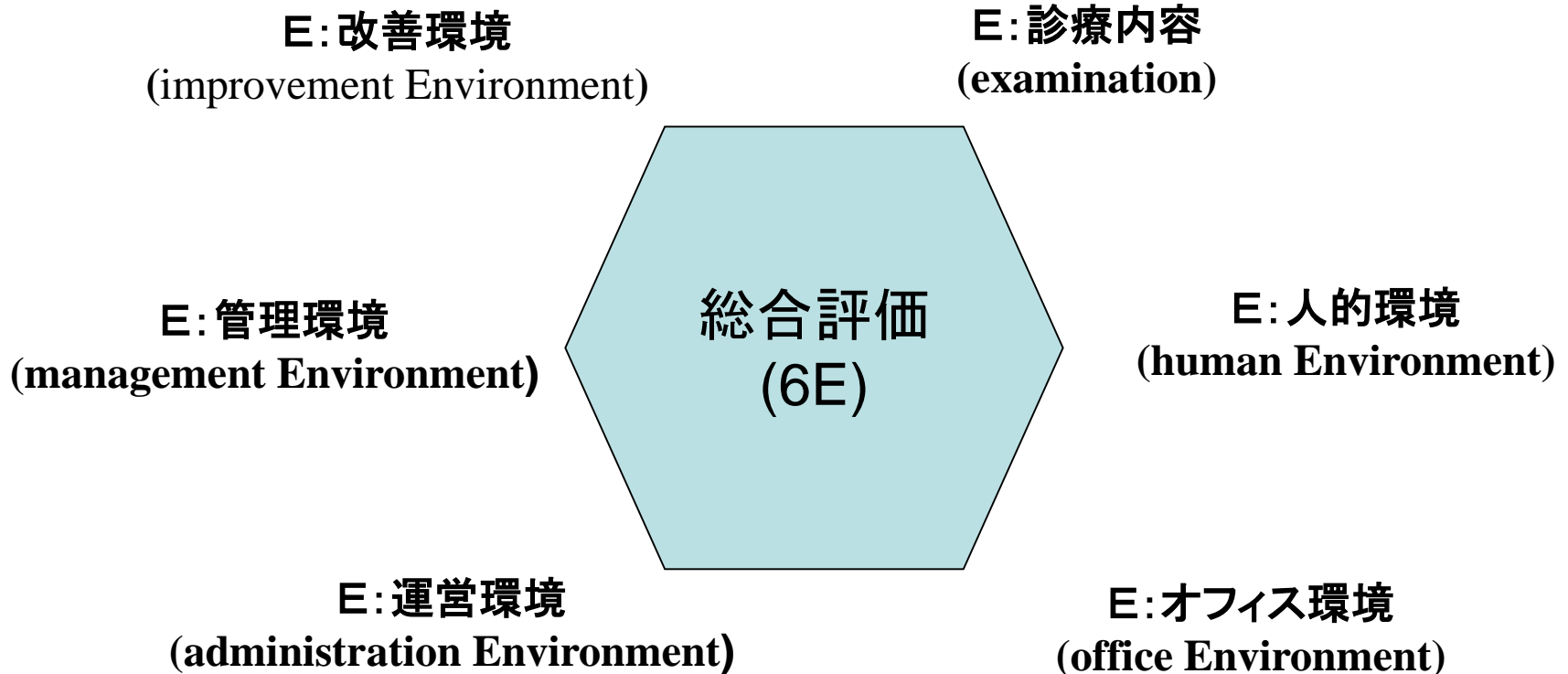
Pc	パソコン	電話	医	医療廃棄物	FAX・コピー
Pr	プリンター	パ	石	石膏トラップ	
オ	オートクレーブ	デ	超	超音波洗浄機	

詳細な機器一覧は「機器台帳」に示す

3.審査の項目

評価の項目

6つのE (environment:環境) と (examination:診療)



審査の項目（訪問審査調査票）

A) 診療方針と組織運営

- 診療方針、組織体制、教育研修体制、地域との連携、文書・記録の管理

B) 診療の質の確保とインフォームド・コンセント

- 診療の質の確保、インフォームド・コンセント

C) 患者の安全の確保

- 安全確保のための体制と運用、事故への対応

D) 患者サービスと歯科医療機関の環境

- 患者サービス、歯科医療機関の環境、歯科医療機関の資源

E) 合理的な事務処理

- 運営全般、経営管理

F) 患者満足度の向上

- 顧客重視、患者の苦情処理の管理、患者の個人情報の保護

G) 継続的改善

- 測定・調査・分析、是正・予防処置の実施、継続的改善のための見直しの実施

審査の項目(診療内容調査票)

1. 診療録に関する事項
 - ・ 様式、記載内容、記載方法など
2. 歯科技工指示書
 - ・ 様式・記載内容
3. 基本診療料等
4. 指導・管理料等
 - ・ 算定要件を満たす内容か
5. 検査、等
6. 投薬等
7. 歯周病治療等
8. 処置・手術など
9. 歯冠修復及び欠損補綴等
- 10.在宅医療等
- 11.請求業務に係わる事項

審査部会判定基準

■判定基準は4段階。

適合	適切なシステムが存在し運用されている／積極的な改善活動を実施している
オブザーベーション(観察事項)	システムが存在し運用されている／改善活動を実施しているが、将来的に不適合となる可能性がある
軽微な不適合	システムが存在するが、運用されていない／消極的な活動しか行っていない
不適合	システムが存在しない／理解されていない／活動の実施がみられない

- 不適合項目に対し、評価委員会から是正処置要求書を提出。
- 被審査者は是正処置を行い評価委員会への報告を行う。
- 報告された是正処置に対し確認のフォローアップを実施。
- 満足される結果であれば審査を終了。
- 不満足であれば、被監査側に再処理を要求。

4.審査認定に伴う費用

審査認定に伴う費用

審査認定に伴う費用	①規模別料金	スタッフ数	料金 消費税別
		1～10名	500,000
		11～20名	700,000
		21～30名	900,000
		31～40名	1,100,000
		41～50名	1,300,000
		51～60名	1,500,000
		61～70名	1,700,000
		71～80名	1,900,000
	②審査員の交通費	審査員の往復交通費は、ご負担いただきます。	

(注) ・スタッフ数は、常勤者数に非常勤・その他(週40時間勤務で1人換算)を加えた数を総数とします。(詳細につきましては、お問合せください)

- ・病院内診療所等の場合は、別途検討致します。
- ・審査認定に伴う費用は、訪問調査1週間前までにお納めください。
- ・審査認定に伴う費用は、受審申込から所定の訪問調査並びにその後の審査を経て認定された日から5年間の認定料を含みます。

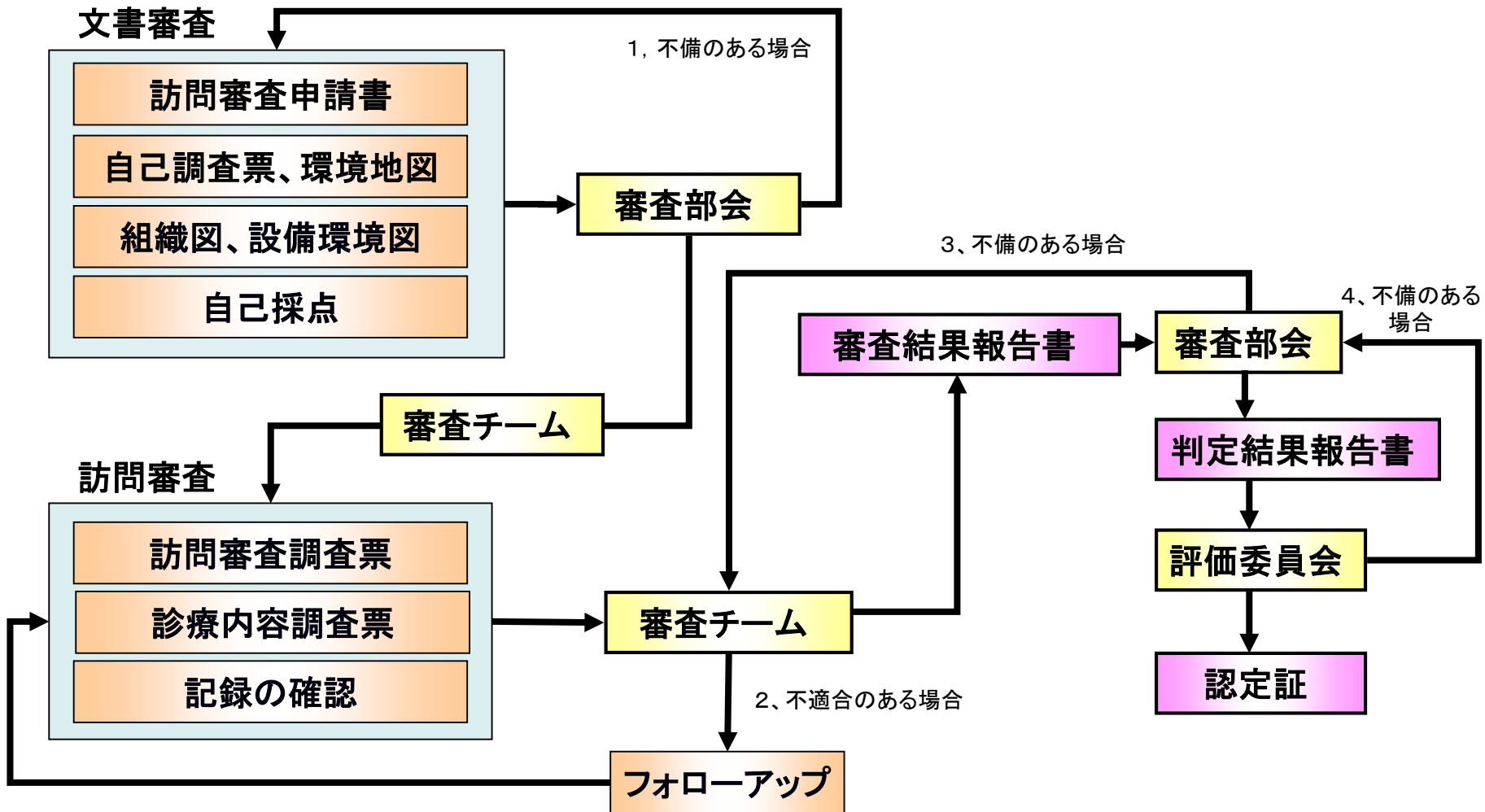
◎認定後

認定された歯科医療機関の代表者とスタッフの方は、IDI歯科学会へ入会していただきます。

学会費 : 5,000円/月 (年間 60,000円)

5.認定までの手順

認定プロセスチャート



6.IDI歯科学会とは

歯科医療情報機構が実施した審査に合格した歯科医療機関の代表者とスタッフの方には、IDI歯科学会へ入会していただきます。

IDI歯科学会は、歯科医師やスタッフの方が、5年後の更新時の審査に向けて、知識・技術のレベルアップやシステム改善を図っていくための組織です。

シンポジウム、研修会などを企画・実行するとともに、会員間の情報共有を図ります。歯科医療情報機構は、それを支援します。

会費：月額 5,000円（年間 60,000円）